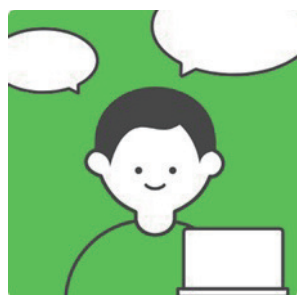


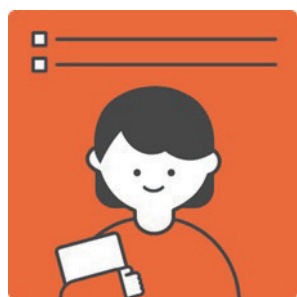
こども家庭福祉分野で働くソーシャルワーカーの専門性向上を目的とした認定資格

こども家庭ソーシャルワーカー



公式サイト

<https://jswc.or.jp>



資格創設の背景と歩み

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、2022年6月に児童福祉法が改正されました。その一つとして、こども家庭福祉の実務経験者の専門性の向上を目的に、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が創設され、2024年度に初めての認定研修が行われ、第1回資格認定試験が実施されました。この認定資格は、社会福祉士等の有資格者や福祉の現場で働いている方々が研修と試験を経て取得できるものです。

一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（JSWC）

一般財団法人 日本ソーシャルワークセンターは、2023年12月26日付で「こども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技術についての審査・証明事業」を行う法人として、こども家庭庁長官より認定されました。

こども家庭福祉に関わる皆様の専門性の向上及び資格の周知、活用の推進等を通じて、こどもたちの命と人権を守り、児童虐待がゼロになる社会をめざします。

開局時間

月～金 10:00-17:00
(土日祝日等を除く)

〒104-0045

東京都中央区築地 4-12-2 シグネットビル7階

TEL 03-6712-1313

E-mail secretariat@jswc.or.jp



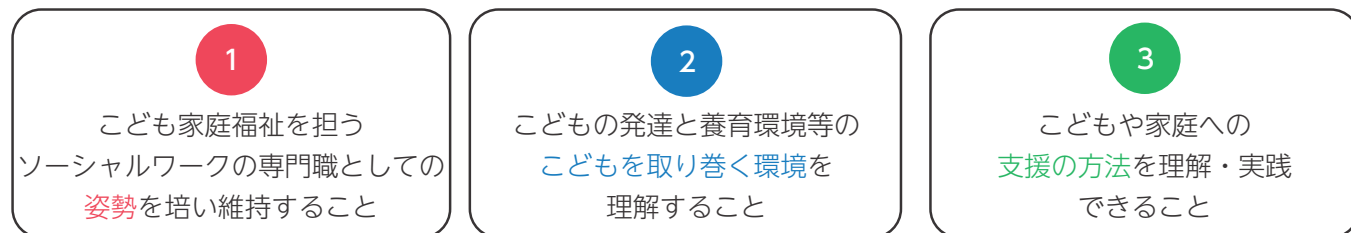
URL <https://jswc.or.jp>

こども家庭ソーシャルワーカーについて

01 こども家庭ソーシャルワーカーとは

こども家庭ソーシャルワーカーは、こどもを真ん中にこどもたちの権利を尊重し、こどもと家族を支え、すべてのこどもが将来にわたってその人らしく幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、さまざまな場所で活動を始めています。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられています。

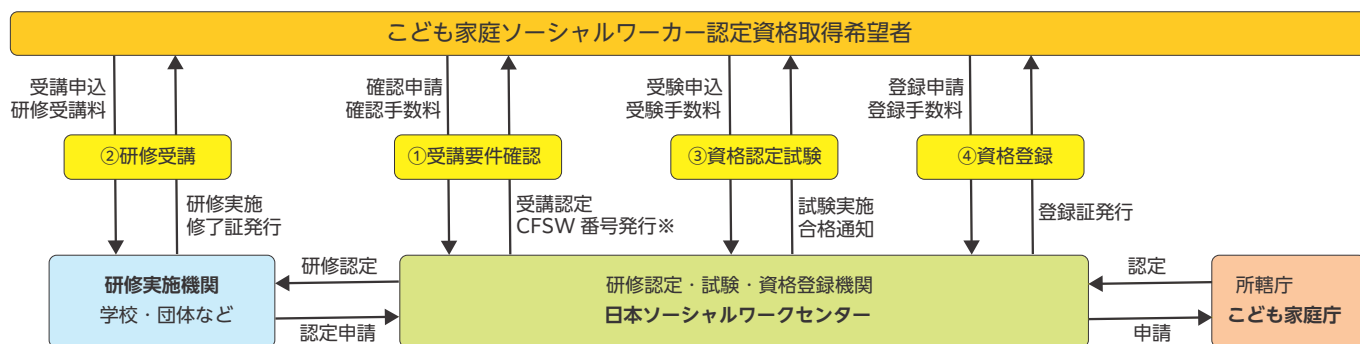
こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱



02 当センターの役割と資格取得の流れ

当センターは、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格に関して、審査・証明事業を行うものとしてこども家庭庁から認定を受け、①研修受講希望者の受講要件確認審査、②研修を実施しようとする研修実施機関の適格性の審査、③資格認定試験の実施、④合格者のこども家庭ソーシャルワーカー認定資格登録などを行っています。

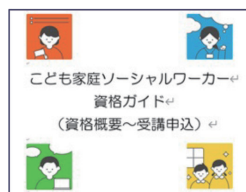
こども家庭ソーシャルワーカー認定資格は、当センターが行う受講要件確認をしたうえで、研修実施機関が実施する研修を受講し修了した後、当センターが実施する資格認定試験を経て、合格者が資格登録することで取得できます。資格認定試験は年1回実施され、これまで1,322名が合格しています。



※CFSW 番号：資格取得のために当センターに登録し研修の受講要件を確認・認定されると発行される番号で、研修の受講から受験、資格登録までこの番号にて一貫して管理します。
※手数料 ①受講要件確認手数料：22,000 円 ②研修受講料（研修実施機関に確認） ③受験手数料：27,500 円 ④資格登録料：11,000 円（いずれも消費税込み）

【受講要件確認審査】

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格取得希望者は、研修管理システム（マナブル）を通して、当センターに申請書類一式を提出（アップロード）します。マナブルの新規登録方法などの詳細は、当センターのサイト内にある「資格ガイド」をご確認ください。



【研修管理システム（マナブル）入口】

<https://jswc.manaable.com/login>

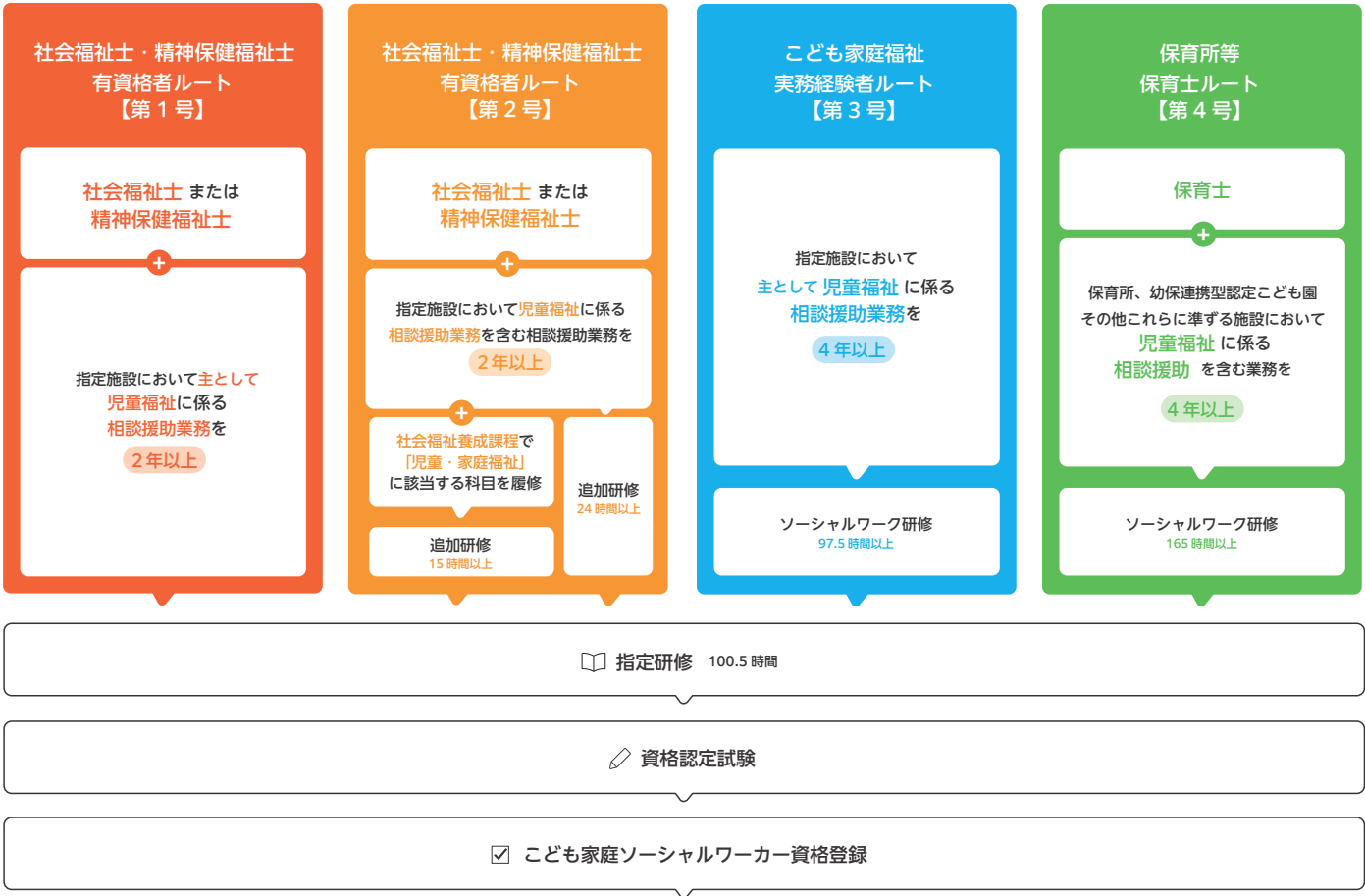


03 研修ルートと受験資格

資格取得のルートは、第1号から第4号までの4つです。各ルートによって、所持している資格、児童福祉に係る相談援助実務経験、施設・機関種別や職種、経験年数等が定められており、受講要件確認審査を申請する時点でいずれかのルートの要件を満たす必要があります。

各ルートで定められた研修を修了した後、資格認定試験に合格し、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格を取得できます。

資格取得までの流れ



⇒詳細は、当センターサイト内>資格ガイド>資格ガイドトップのフローチャートからご確認ください。

日本ソーシャルワークセンター

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格に関する最新情報や決定事項を随時更新し、サイト内「お知らせ」欄にてご案内します。

<https://www.jswc.or.jp>



児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等に勤務する職員は「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」が利用できます。

- ・対象となる経費：研修受講料、受講のための旅費など。
- ・補助金額は保有資格や実務経験などによって異なる見込みです。
- ・その他、資格取得者を職員に配置する際の賃金引上げ、加算（手当）なども予算化されています。

本事業の実施状況についてのお問い合わせ：自治体（都道府県・指定都市等）こども家庭福祉主管課へ

この事業の詳細は以下の URL からご確認ください。（こども家庭庁からの事務連絡）



04 研修カリキュラム

研修の申し込みは、研修管理システム（マナブル）を通して、研修実施機関に行います。当センターの認定を受けた研修の一覧は、下記サイトをご確認ください。

研修の詳細（日程・開催方法・料金など）につきましては、各研修実施機関へお問い合わせください。



【日本ソーシャルワークセンター>研修について】

<https://jswc.or.jp/training>

研修と研修科目



研修名	科目名	講義 (計 33h)	演習 (計 67.5h)
指定研修 〔100.5h〕	こどもの権利擁護	1.5h	7.5h
	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5h	6 h
	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3 h	1.5h
	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5h	3 h
	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3 h	3 h
	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5h	1.5h
	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5h	1.5h
	こどもの心理的発達と心理的支援	1.5h	1.5h
	児童虐待の理解	1.5h	4.5h
	少年非行	1.5h	1.5h
	社会的養護と自立支援	1.5h	4.5h
	貧困に対する支援	1.5h	1.5h
	保育	1.5h	1.5h
	教育	3 h	1.5h
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5h	7.5h
追加研修 〔24h〕	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3 h	7.5h
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5h	7.5h
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5h	4.5h
	こどもの権利擁護と倫理	1 h	—
	こども家庭相談援助制度及び実施体制	1 h	—
	児童相談所の役割と連携	1 h	—
	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1 h	3 h
ソーシャル ワーク研修 〔165h〕	社会的養護と市区町村の役割	1 h	—
	こどもの成長・発達と生育環境	1 h	—
	こども虐待対応	1 h	6 h
	母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2 h	—
	見学実習Ⅰ	—	6 h
	ソーシャルワークの基盤と専門職	19.5h	—
	ソーシャルワークの理論と方法	39h	—
追加研修 〔24h〕	地域福祉と包括的支援体制	19.5h	—
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	—	39h
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	—	39h
	見学実習Ⅱ	—	9 h
	【第3号】の人は免除可	—	—

- ※有資格者ルート②（第2号）のうち、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者については、「追加研修」の講義部分9時間を免除することができる。
- ※こども家庭福祉実務経験ルート（第3号）では、ソーシャルワーク研修（6科目）のうち「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「見学実習」を免除することができる。

資格登録までの流れ

